



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第27号
2013年 夏号

▶ 新人紹介 一念通天	森 瑛史	2
▶ ポスト金融円滑化法中小企業の再建へ向けて	梁 栄文	4
▶ 第3回「感謝の夕べ」を開催いたしました。	西原 和彦	6
▶ 東京事務所だより	林 友宏	7
▶ 中国ビジネスと契約交渉	河合 順子	8
▶ 妊娠・出産に関する労働法規日中比較	三好 吉安	9
▶ 中国律師のご紹介	江 興 民	9
▶ 税務のコーナー	齋藤 謙	10
▶ 「わかりやすい相続と遺言」講演してきました	松嶋 依子	11
▶ 権利能力なき社団って?? 債権の回収方法は?	二宮 誠行	12
▶ 後見制度と預金保護について	松尾 友寛	14
▶ お酒の話	西條合資会社	14
▶ 有期雇用、定年者雇用で法改正 一今春から	増田 広充	15
▶ 知財コーナー	犬飼 一博	16
▶ 近時の注目判例	舞弓 和宏	19
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	20

ポスト金融円滑化法 中小企業の再建へ向けて



弁護士 梁 栄文

1. はじめに

金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）は、平成20年9月15日に発生したいわゆるリーマンショックによる多くの中小企業者等の資金繰り悪化対応策として、当初、約2年間の時限立法として制定・施行されました。

金融円滑化法は、中小企業者及び住宅ローンを抱える人の借入金返済負担の軽減を図った法律ですが、本稿では、対象を中小企業者に絞って述べさせて頂きます。

2. 制定から期限到来まで

金融円滑化法は、平成21年11月30日に成立し、同年12月4日に施行されました。当初は、約2年間の時限立法として制定されましたが、その後、2回にわたる期限の延長がなされ、平成25年3月31日をもって終了しました。

同法の施行期間内に、中小企業による金融機関に対するリスケジュール等の貸付条件の変更の申込及び金融機関による対応結果は以下のとおりです（速報値であり今後若干の変動があり得ます。）。

貸付条件変更等の申込件数

実行件数	4,312	203件
審査中	4,019	733件
取下げ	73	574件
	112	438件

これによる中小企業による貸付条件等の変更申込みに対する実行率（審査中及び取下げを除く）は97.4%であり、ほぼ100%に近い割合で金融機関がリスケジュール要請等に応じたことを示しています。

なお、上記数値は、貸付条件変更等の申込件数を示しています。これを貸付条件の変更を受けた中小企業の数に直すと、約40万社程度に上るのではないかと推定されています（企業数についての統計はありません）。そして、その40万社のうち5万〜10万社の企業は、抜本的な事業再生の処理が必要であろうと言われています。

3. 出口戦略

金融円滑化法の施行が、リーマンショック後の推定約40万社にもものぼる中小企業の資金繰り改善に大きく貢献したのは事実であり、この点は高く評価されるべきだと思います。

ただ、他方で、同法に基づくリスケジュール等による貸付条件の変更については、「業

況が回復しないと抜本的な解決にはならない」「モラルハザードのおそれがある」といった評価もあります。貸付条件の変更等を受けながら、経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているという批判が少なからずあるからです。

そこで、金融庁は、金融円滑化法の二度目の延長にあたっては、このような点を勘案し、金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていく（「出口戦略」）必要があると判断しました。

そして、そのためには、外部機関や関係者の協力も得つつ、検査・監督上の対応も含め、総合的な出口戦略を講じることにより、中小企業者の事業再生等に向けた支援に軸足を移していかなければならず、一方で、そうした移行は円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、現行の円滑化法を今回に限り平成25年3月末まで再延長することが適切と判断し、別表に列挙した政策に集中的に取り組んでいく必要があるとの金融担当大臣談話（平成23年12月27日付）を発表しました。

別表

(1) 金融の円滑化にかかる取組み

- ・金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ・新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- ・金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

(2) 金融規律の確保にかかる取組み

- ・実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ・対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ・金融機能強化法の活用

(3) 中小企業等に対する支援措置にかかわる取組み

- ・企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化を徹底
- ・中小企業再生支援協議会との連携強化
- ・産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化

さらに、金融庁は、平成24年11月1日付で、「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について」とする以下のような金融担当大臣談話を発表しております。

① 「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針」として、「金融機関が、個々の借り手の状況をきめ細かく

把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。」とし、金融機関に対してこれらを徹底するよう促す旨の意向。

② 「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の推進等として、金融庁においては、円滑化法の最終年度である本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、現在、関係省庁や関係機関と連携し、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日公表)に掲げた施策の推進等に取り組んでいる事実。

具体的には、企業再生支援機構(平成25年3月18日付にて株式会社地域経済活性化支援機構に商号変更)及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化をはじめとする中小企業の再生支援に向けた態勢を構築してきており、今後、金融機関においては、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、両機関を積極的に活用することを期待している旨の認識。

その後も政府関係機関は連携して、上記政策パッケージの具体化のため、「中小企業再生支援協議会の機能強化」、「企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充」、「中小企業支援ネットワークの構築」などの施策を推進し、中小企業の事業再生支援体制の構築・強化を進めています。

4. 期限切れ後の金融機関の対応

以上の政府方針を受け、金融機関は、本稿執筆の平成25年6月時点においては、貸し剥がし等の目立った動きはしていないようです。ただし、金融機関による中小企業に対する「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定」の要請は、金融円滑化法の期限切れ前から強くなってきたとの声は聞かれるようであり、その傾向は、今後も強くなるであろうと思われます。

5. 中小企業側の課題

(1) 「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」(実抜計画)の策定の必要性

政府関係機関は、金融円滑化法の出口戦略として、中小企業の事業再生のため様々なメニューを用意し、また活用を促進しています。例えば、DDS(債権の劣後債権化)による資本性借入金等の活用及び動産担保融資(ABL)等です。

もともと、経営の再建を目指す中小企業が、これらを有効に活用するには、「経営再建計画の策定」が不可欠であり、経営再建計画の策定において、どのようなスキームを用いるのかを検討することになります。

そして、策定する「経営再建計画」は、「実現可能性の高い」、「抜本的な」ものであることが必要です。

「実現性の高い」という点で、絵に描いた餅であってはならず、「抜本的な」という点で、目先の危機だけを回避できるようなものであってはなりません。

中小企業が「経営再建計画」を策定する場合、政府関係機関、各支援機関及び金融機関は、それが「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」(実抜計画)であるか否かに着目していることを留意する必要があります。

再建計画策定の際に持つべき重要な視点の一つは、事業が利益(キャッシュ)をもたらしているかです。ここにおける利益とは、営業利益を念頭に置いていますが、償却前ベースで考えて頂いても良いでしょう。

要するに事業を継続することによりキャッシュが生まれるかにポイントがあります。

(2) 経営再建計画策定の着手時期

経営の再建が必要な中小企業が、その再建計画を策定する時期が早ければ早い程、選択しうるメニューも多くなる可能性が高まります。

問題はその策定期間のタイムリミットかと思いますが、絶対的なタイムリミットの目安として考慮しなければならぬのは、現状を前提として資金繰りが何時まで続くかという点です。

これは資金繰り表を作成して確認する必要がありますが、遅くともこの資金繰りが尽きるまでは経営再建計画を策定し、金融機関がリスク等に応じることでできる状態にする必要があります。

従いまして、経営再建計画策定の着手時期のリミットは、資金繰りが尽きるときから経営再建計画策定に要する期間等を逆算して算出することになります。

このリミットを過ぎると、事業の再生

手続の選択の幅が大幅に狭まると考えて頂いた方が良いでしょう。

(3) 経営再建計画策定のための費用支援

経営再建計画策定のためには費用を要しますが、これには、支援制度があります。具体的には、全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に「経営改善支援センター」が設置され、一定の要件の下、弁護士や公認会計士等の認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担する制度が設けられています。

6. 終わりに

政府関係機関は、金融円滑化法の出口戦略として、あらゆる施策の実施・支援機関の設置を進めています。これは、日本経済を担う中小企業が営む事業の健全な存続のためです。

事業の健全な存続のためには、中小企業自身の事業再生のための努力が不可欠であることは言うまでもありません。これらのお手伝いができるのは取引金融機関(特に、メインバンク)や弁護士、税理士、公認会計士等の専門家、中小企業再生支援協議会等であることは間違いありません。

事業再生等に関する相談は、メインバンクや弁護士、税理士等の専門家、あるいは中小企業再生支援協議会にして頂ければと思います。

第3回「感謝の夕べ」を開催いたしました。

弁護士 西原和彦

本年4月16日、今回で第3回目となりました弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所「感謝の夕べ」を、帝国ホテル・エンパイアールムにおいて開催致しました。当日司会を務めました西原より、ご報告をさせていただきます。

第一部の講演会では、弊事務所との関係も深く、弊事務所山田庸男の大学の先輩にもあたる、MSI経営戦略研究所の高畑省一郎所長に、「漂流する日本経済と企業経営」というテーマで御講演を頂きました。高畑先生には、企業経営においては基本的なセオリーとしての戦略・戦術が必須であること、経済の構造や全世界の流れを予測することが重要であることなどを、鋭く明快に語って頂き、私もメモの筆が止まりません

でした。ご参加頂いた顧問先の皆様のみならず、弊事務所の今後の戦略策定にも非常に有意義なお話で、息つく暇も無く1時間が経ちました。もっと高畑先生のお話を聞きたいと思われた方も多かったと思います。

その後、顧問先の皆様への日ごろの感謝を込めた挨拶を、山田庸男からさせて頂き、弊事務所の客員弁護士で元松山家庭裁判所所長の渡邊雅文の乾杯の音頭で、第2部の懇親会が始まりました。まず皆様には、総料理長による料理の説明を聞きながら、美味しい料理と懇談をしばらく楽しんで頂きました。その後、第2回「感謝の夕べ」以降に弊事務所の一員となった渡邊雅文、越知寛子、氏家真紀子、犬飼一博、岩田和久、



渡部真樹子、森 瑛史、浜口晴好、星野圭佑の各弁護士と、3年間の留学から帰国した河合順子弁護士から、一言ずつ皆様にご挨拶をさせて頂きました。元裁判官や、金融庁、公正取引委員会勤務など、様々なキャリアを持つ弁護士から、若さと元氣溢れる弁護士まで、多くの弁護士が弊事務所の一員となっており、また、この日ご挨拶が出来ませんでした。中国の法律事務所（弁護士）と医師の資格を持つ江興民弁護士も弊事務所の一員となっています。皆様のお陰をもちまして、弊事務所も、国内案件から国際案件まで様々な分野に対応する力を備えることが出来るようになりました。

弁護士紹介の後、弊事務所秘書のお姉様であるソプラノの杉田結里様と、ピアノの浦史子様による演奏がありました。クラシックから震災復興支援曲である「花は咲く」まで幅広いジャンルの音楽を、心洗われる美しい歌声でお楽しみいただけたと思います。そして最後に、弊事務所代表社員の二宮誠行から、閉会の挨拶をさせて頂いて、この日のプログラムは無事全て終了いたしました。



東京 事務所 だより



東京事務所代表

林 友宏

スケールメリット一層拡く

東京事務所が開設されて3度目の夏を迎えることができました。これも当事務所とご縁をいただいた皆様のおかげです。ここに改めてお礼を申し上げます。

さて、東京事務所では、今年の4月から6月までの3か月間、越知寛子弁護士が執務しておりました。

越知弁護士は弁護士登録後、いったん弁護士として活動した後、財務省近畿財務局、公正取引委員会それぞれ任期付公務員として就業していました。そして、公正取引委員会に在籍中の平成24年10月に当事務所に参加することになりました。

平成25年3月をもって公正取引委員会の

任期満了に伴い、当事務所では本格的に執務することになりました。

残念ながら越知弁護士の東京事務所在任期間は当初から3か月間と決まっており、写真でご覧いただいたとおり、花束に期待の思いを込めて大阪事務所に送り出しました。

越知弁護士が東京事務所へ稼働した期間は短かったですが、交渉相手に対する内容証明郵便の作成、告訴のための警察署での事前面談、家事調停への出頭、刑事事件の公判廷や損害賠償請求事件の証人尋問準備等々、数多くの事件をこなしました。東京事務所での経験は、大阪事務所においても、活かされるのではないかと期待しております。

東京事務所は、開設当初からしばらくの間、弁護士は私が1人いるだけという状態が多かったのですが、越知弁護士が東京事務所へ勤務していた期間も含め、最近では大阪事務所から複数の弁護士が上京し、東京事務所へ仕事を増える機会が増えています。

当事務所のセールスポイントの一つは、臨機応変に案件に応じて複数の弁護士で対応することができるとい点ですが、これが東京事務所でも実現できる体制が整ってきつあります。今後も、当事務所のスケールメリットを活かして、より質の高いリーガルサービスのご提供がで

きるように尽力していきたいと考えています。

東京事務所でもやりがいを感じるのは、依頼者のご紹介をいただくときです。

東京事務所の開設は平成23年3月です。約2年半前まで東京事務所が存在していなかったことを思うと、これまでに東京事務所でご紹介戴いた依頼者の方々とはご縁を感じます。東京事務所へ執務をしているからこそご紹介戴けるわけですから、ご紹介戴くことは非常にありがたいことですし、ご紹介戴いた方のためにも、できるだけお力になりたいと思っております。

最近戴いたご紹介に関連し、印象に残っている出来事が2つあります。

1つ目は、先日、賃貸している物件の賃借人が賃料を払ってくれないので、未払い賃料を回収したいという家主の方からのご依頼でした。結局、裁判になり、裁判所で請求した全額を認められたのですが、賃借人が賃料を支払わないため、やむを得ず、賃借人の給与の差押えを行うことになりました。

給与の差押えは、賃借人の勤務先に対して行うことになるので、勤務先の社長と話をする機会がありました。そのとき、その社長から、「話は変わりますが、うちの従業員が金融機関から借入れをして困っているので相談

に乗ってもらえませんか」というご相談を受けました。たまたま給与の差押えを行った際に話すことになった賃借人の勤務先の社長から、全く別のご紹介をいただいたことが、とても印象的でした。

次に、2つ目は、ある方のご紹介で法律相談にお越しになった方がご家族との関係についてお困りとのことと、ご相談を受ける機会がありました。ご相談をされる方は、相手方が親族のため、双方に感情的なわだかまりが強くあり、今後どのように対応をしていくかというのを懸念されていました。私は、この方から詳しい事情をお伺いし、法律上の見解と今後の具体的な対応策をいくつかご提案させていただきました。

相談の終了後、この方が、「今までどのように対応していたら良いか分からず、昨夜は眠れずに今日やってきましたが、いろいろな話をして自分も考えの整理ができ、とても気が楽になりました」とおっしゃいました。

このとき、弁護士にとつて、依頼者がどのような解決を希望しているのかという点を踏まえ、現実的なアドバイスを行うことがとても重要であると痛感しました。

今は、インターネットや書籍で、ある程度の法律知識を知ることができますが、弁護士は、単に法律知識を知っているというだけにとどまらず、実際に起きている状況に応じて個別具体的な解決策を提示することがとても重要なことだと思えます。これからも、できるだけ多くの方のお役に立てるよう、日々研鑽に努めていきたいと思います。

東京事務所は、これからも依頼者の方々の色々なニーズに応えていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。



中国ビジネスと契約交渉



弁護士／ニューヨーク州弁護士
北京大學法学院修士
河合 順子

1 中国進出と交渉

日本企業の中国進出がめまぐるしく、2012年の秋に反日運動が起っている真ただ中でも、新規店舗の開店を盛況に成し遂げた当事務所の顧問先の企業もあります。タイ、ベトナムやミャンマー等の東南アジア地域が次代の進出先として注目を集めています、中国ビジネスの勢いも衰えていません。

10年前までの中国ビジネスといえば、中国に出張に行けば、1にも2にも、「乾杯（カンペイ）」といってお酒を飲み、アルコール度数50%以上の白酒（バイジウ）を飲み干して、人間関係が築けたら、ようやくビジネスの話にはいることができました。

ここまでくれば、後は、「関係（グワンシ）」を作って「これでよし」としてビジネスを始めるといった、なんとも無鉄砲なビジネスの始め方も珍しくありませんでした。

中国人は交渉好きです。日常生活も交渉から始まります。

例えば、八百屋でキュウリを買い求めると、「山5元といわれ、まずは、「それでは2元でどうか」と破格の安値で切り返すと、「朋友（ポンヨウ＝友達）、3元でどうか」という返事が返ってきて、さらにやり取りが必要となります。この点、日本人はこんな交渉にすら慣れて

いないので、契約条件の交渉等が十分とは言えない面があり、契約書も満足にないままビジネスを始めるということが少なくなかったと思います。

ただ、中国ビジネスもかなり成熟化が進んでおり、今では契約書を作らずに取引を始める企業は殆どないのではないのでしょうか。

2 契約書の作成

さて、中国に進出し、いよいよ、契約書を作って取引を始めようという段階に至ったとします。

日本国内で使っている取引基本契約を用い、相手方の中国企業にこれを見せてみたところ、飲み会や交渉では片言ながら、日本語を使ってくれたのに、契約書になると中国語でないと困ると言い出し、中国語を日本語に併記してきました。

しかし、これは要注意です。特に次のような点です。

(1) 契約書の言語

指摘…日本語と中国語が併記されているが、意味やニュアンスが異なる。

問題…契約書の条項が多義的に解釈される場合はこれが紛争の素になる。

改善…翻訳も自社で責任を持つて行。契約書における他言語の併記を避け、仮に

訳文を作成する場合は、どちらの言語での解釈が優先的に取引に適用されるのかを明記する。

(2) 紛争解決地は日本か中国か

指摘…「大阪地方裁判所を第一審専属管轄とする。」は、国際取引においてこれでは対応できないこともある。

問題…相手方が中国企業である場合、この企業に対して訴えるには日本国内の裁判所の判決では中国の裁判所に強制執行してもらえない。

改善…中国国内の紛争解決機関を利用する。

3 中国国内における紛争解決手段の選択

(1) 裁判官の独立

中国国内における紛争解決手段として、裁判所への訴訟又は仲裁手続き等があります。基礎、中級、高級、最高人民法院等の4つのレベルに分かれる裁判手続きは、日本と異なり2審制です。

手続きは概ね日本の裁判制度と似ていますが、日本と異なる点は、裁判官の独立に疑義があるところです。日本では考えられませんが、未だ裁判官に賄賂を送るといったこともあるようです。もちろん、違法行為です。

私がお世話になった中国の律師（弁護士）が、裁判を殆どしなかったため、その理由を尋ねたことがあります。すると、「いくら裁判を頑張っても、2審で負けてしまうことが続いた。相手方は2審に裁判が進んだ段階で裁判官に賄賂を渡して有利な判決をもらうよう動いていったようだ」との回答が返ってきました。

仮に、裁判をするとなった場合は、地方都

市よりも大都市を選択する方がベターです。地方都市で裁判を行うと裁判官が地元企業に有利な判断に傾きやすい傾向があるとみられています。

(2) 中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC)

裁判官の独立に疑義が残る中国においては、裁判よりも仲裁を選択する方がよいでしょう。

仲裁を終局的な紛争解決手段と定めておけば、また、中国内企業同士の仲裁であれば、中国企業と外国企業との仲裁に比べて費用が安く、原則として1回の仲裁手続きで済みま

す。実際に私が経験した仲裁手続きも、実質的には1日の手続きですべてが完了し、後は、和解交渉を行うか、又は、これが功を奏しない場合は、仲裁判断を待つということになりました。

なお、中国国内での仲裁機関は北京、上海等を含む複数の都市にありますが、2012年5月に北京と上海のCIETAC（現名称は「上海国際経済貿易仲裁委員会」）等の分会がもめて内部分裂する等の紛争が発生し、2013年5月7日、苏州の中級人民法院が上海分会の仲裁決定を執行しないと判断しました。

本稿執筆時点でこのような判断はまだいつしか出ていませんが、上海に拠点をもつ企業も執行を行う場合を考慮して、北京にあるCIETACを専属管轄とする紛争解決手段を選択しておくのがよいでしょう。

以上、中国ビジネスと契約条件についての基本を確認してみました。

契約書に不安のあるところは、再度内容を確認されることをおすすめ致します。

妊娠・出産に 関する労働法規 日中比較

弁護士 三好吉安



国際的にみると、日本における女性の社会進出はかなり遅れており、マッキンゼーレポートによれば、執行役員に占める女性比率は、中国が9%を占めるのに対し、日本は1%と報告されています（最高のスウェーデンは21%）

中国も歴史上は、男性優位の時代が長かったのですが、1949年の社会主義国家建設以来、女性の社会進出が進み、女性の管理職も多くなりました。

日本では、女性の母性保護に関する規定があり、労働基準法が産前産後の就業禁止、危険有害業務の就業制限などを規定するほか、男女雇用機会均等法が、女性労働者の妊娠・出産を理由とした解雇その他の不利益取扱いの禁止などを定めています。

中国でも、日本同様に、そのような不利益取扱いの禁止をはじめ、母性の保護を図る規定が多く存在しますが、「労働法」「労働契約法」といった全人代（中国の国会）の法律に加え、「女性従業員労働保護規定」（原文表記「女職工労働保護規定」、1988年9月1日施行。以下「旧規定」と言います）という重要な行政法規がありました。

この規定施行から20年以上が経過し、社会の変化に対応するため、昨年4月28日、国务院により、「女性従業員労働保護特別規定」が公布され、同日施行されました（原文表記「女職工労働保護特別規定」、以下「新規定」と言います）。

中国における母性保護に関する規定を、日本の法令と比較してみましょう。

右の表がその具体的な内容ですが、中国における産前産後の休暇をみると、全人代が定めた労働法では、休暇期間は合計90日間ですが、行政法規にすぎない新規定が、産

前産後休暇は合計98日間であると定め、これに従って運用されています（日本は原則、産前6週間、産後8週間）。中国では、全人代の法律が社会の動きに対応できていないときに、行政法規等で、先んじて規制することがよくあるのですが、これもその一つだと言えます。

また、「計画出産」の政策上（代表的なものが「一人っ子政策」）、一定の年齢以上の出産が「晩育」として推奨されており、推奨される出産であれば、休暇期間が増加するという地方法規も、各地方にあります。

また、旧規定では、「計画出産」に違反した場合には、その保護が受けられないと規定されていたのが、新規定では削除されました。削除されたからといって、「計画出産」に違反しても、すべての母性保護規定が保障されるというわけではないでしょうが、社会の変化を映したものとして、注目されます。

中国進出をして、企業を設立した場合には、女性従業員を雇用することも多いでしょう。母性保護に関する規定は、中央の法規のみならず、様々な地方法規が入り組んでおり、複雑ですので、進出する地方の法規も念頭において、労務管理をする必要があります。

	日 本	中 国（新規定）
育児休業	満1歳に満たない子は無条件で取得可。1歳6か月までは、保育所が決まっていなかった場合等取得可。	産後休暇終了後、原則出勤を要する。ただ、地方によっては、条件付きで、休業を認める（上海は6か月半）。
解 雇	産前休暇・産後休暇及びその後30日間は解雇禁止	妊娠期間、出産期間、授乳期間（出産後1年）内の解雇禁止（懲戒解雇事由があるとき等を除く）
手 当	産前産後休暇中は、出産手当金として標準報酬日額の60%支給（健康保険法102条）。育児休業期間中は無給。ただし育児休業中も別途雇用保険から給付あり。	産前産後休暇中、生育保険基金がその企業の前年度従業員月平均給与を基準に支給。生育保険に未加入の場合は、使用者が当該従業員の出産休暇前給与を基準に支払う。

中国関連の事ならお気軽にお声をおかけください。宜しく願います。

1980年代に病院勤務の傍らで日本語を習得、翻訳を手掛けるなか古典に目覚め、中国言語文学を研鑽して学士号を取得、また放送局のディレクターを務めるなどユニークな経歴をしてきました。

1994年、産業人へ変身し、松下電器の現地法人の経営層の一員として、会社設立から中国業界トップ企業への発展を体験しました。



中国律師のご紹介

中国弁護士

江興民です。

中国北京の近くにある唐山市に生まれ、唐山で育ち、医者・ディレクター・企業経営・公務員・

弁護士など分野の異なる職歴を経ております。日本との関わりが通算25年、日本在住13年。日本語によるコミュニケーションは特に支障ありません。

現在は大阪にある中国唐山市人民政府日本事務所の副所長を担当しております。主に日本企業の中国進出及びその後の経営をサポートする業務です。



息子夫婦への教育資金援助で相続対策！ 直系尊属からの贈与に非課税制度

株式会社日本経営 税理士 齋藤 謙

1. 今春スタート

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。

本稿をお読みくださっている皆様も、ニュース等を通じてその存在はご存知かと思われます。この非課税制度は、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合に、1 千 5 百万円までは贈与税を課さないというものです。

扶養義務のある親子間などでの教育資金の負担ではなく、祖父母など直系尊属が一括贈与した場合であっても非課税とするという点が特徴です。

判り易そうで、実務面では判り難い面もあるこの非課税制度について、ポイントを一緒に確認していきたいと思います。

2. 具体的な手順

①誰から誰への贈与が対象であるのか

受贈者(30 歳未満の者)への直系尊属(両親、祖父母、曾祖父母、養親含む)からの贈与が対象です。養子縁組をしている場合を除き、配偶者の直系尊属からの贈与や、叔父叔母、兄弟姉妹からの贈与は対象外となります。

②どうやって贈与するのか

単に資金を渡せばよいのではなく、下記(イ)の様に信託受益権の形で贈与をしたり、(ロ)又は(ハ)のように、贈与した金銭を受贈者名義で金融機関に管理してもらうなどの方法による必要があります。

(イ) 信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得する方法

(ロ) 書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等において預貯金として預け入れる方法

(ハ) 教育資金管理契約に基づき直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融機関において有価証券を購入する方法

※ 資金が教育資金に利用されたかどうかを、金融機関が管理することとなります。

教育資金の支払に係る領収書を、一定の区分に応じて、支払日から 1 年以内又は支払日の翌年 3 月 15 日までに取扱金融機関に提出しなければなりません。

③どのような手続が必要か

受贈者が、教育資金非課税申告書を、預入等の日までに取扱金融機関を経由して納税地の所轄税務署長に提出することが必要です。

また、一定の場合には追加教育資金非課税申告書の提出が必要となります。

④お金を使い切らなかった場合にはどうなるのか。

受贈者の死亡により残ってしまった教育資金については、贈与税は課税されませんが、受贈者が 30 歳に達するまでに

資金が教育の為に使用しきれない残額などについては贈与税が課税されます。

※ 平成 27 年 1 月 1 日以後、直系尊属から 20 歳以上の子や孫への贈与は税率が緩和されますが、上記残額への課税の時点で贈与者が死亡していた場合には直系尊属からの贈与には該当せず一般の税率となります。

⑤教育資金の範囲

教育資金の範囲は以下の通りです。

(イ) 学校等に直接支払われる次のような金銭

(i) 入学金、授業料、保育料、施設設備費、入学試験の検定料など

(ii) 学用品費、修学旅行費、学校給食費など

(ロ) 学校等以外に直接支払われる次のような金銭で社会通念上必要と認められるもの

(i) 役務提供又は指導を行う者に直接支払われるもの

・学習塾、そろばん塾の代金や、水泳、野球、ピアノ、絵画教室の代金など

・上記の指導等で使用する物品の購入に要する金銭(指導を行なう者の名で領収書が出るものに限ります。従って、塾のテキストを一般書店で購入する場合や、野球のグローブを専門店で購入した場合には対象となりません。)

(ii) 物品の販売店などに支払われるもの

上記イ、(ii)の学用品費、修学旅行費、学校給食費などに充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの(学校等が書面で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものが該当します。)

⑥非課税枠

(イ) 上記⑤(イ)学校等に直接支払われる費用…1 千 5 百万円を限度

(ロ) 上記⑤(ロ)学校等以外に対して直接支払われる金銭…5 百万円を限度

※ 上記(イ)及び(ロ)は、合計して 2 千万円の非課税枠となるわけではなく、非課税限度額の総額はあくまでも 1 千 5 百万円です。学校以外に対して支払われるものについては、5 百万円を限度としてその総額に含めることとなります。

3. 専門家にご相談を

このように見ていきますと、専門家でなければなかなかきちんと理解できない部分もある規定となっています。

また、そもそも税制ありきで考えるのではなく、ライフプラン・マネープランをどうするのか、その中で教育資金はどう考えるのか、ということが、本質的なテーマです。専門家等にもご相談の上、十分ご検討して意思決定されることをお勧めいたします。

相続については、誰しもが経験することであり、皆さまにとって、最も身近な法律問題であると言っても過言ではありません。

「自身が相続人として遺産を受け継ぐ立場になることもあります。」「自身が永眠した後には、特定の資産を特定の子に承継させるため遺言書を作成した方が良い場合もあります。」

実際、万が一に備えて既に遺言書を作成されている方もいらっしゃると思います。超高齢化社会が進むにつれ、相続問題は増加傾向にあるようです。実際、ここ数年、相続に関するご相談が多くなっていると感じています。

先日、『分かりやすい相続と遺言』いざというときのために』というテーマで、旧大阪市立天王寺商業高等学校（現・大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校）の同窓会組織「天商同窓会」女性部会の方が主催するイベントで、講師を務めて参りました。簡単ではございますが、その報告をさせていただきます。

今回、講師としてお話をさせて頂くにあたって、まず相続問題をより身近に感じて頂いた上で、相続や遺言を考える際に必要となる基本的な事柄について理解をして頂きたいと考えました。

そこで、どなたもよく御存知の日曜日夜の国民的家族アニメと同じ構成を持つ家族がいると想定し、その家族のお父さんを中心として、話を進めていくことにしました。

一家のお父さんが、自分の身に万が一のことがあった場合、自分の財産はどうなるのか、誰が引き継ぐのか等、自分が亡くなった後の

「わかりやすい相続と遺言」 講演してきました



弁護士 松嶋 依子

相続や遺言のことについて疑問を抱いたことをきっかけに、家の近くにある法律事務所を訪れ、弁護士に法律相談をするという設定にしました。

お父さんの疑問とは、「遺言を書いていないが、今、自分に万が一の事があった場合は、どうなるのか」（遺言書のない場合の相続）、「お父さんの相続人は誰？その相続人の取り分はどうなるのか」（法定相続人・法定相続分）、等、相続や遺言について考えて頂く際に、前提として知っておく必要があるものになりました。

さらに、「同居している娘の婿で、義理の息子にも財産を遺してあげたい場合はどうすればよいのか？ペットの猫には財産を遺せるのか？」（遺言書でできること・遺言作成のメリット）、「遺言書はいつ作るがよいのか？」（遺言書作成の時期）、「遺言書にはどんなものがあるのか？」（遺言書の種類）、「遺言

書を作成するとした場合にはどれが良いのか？」（それぞれの遺言書のメリット・デメリット）など、遺言書について一般的に必要な知識について説明しました。

また、最も手軽に作成できる自筆証書遺言につき、お父さんが作り手となった遺言書の一例を使いながら、自筆証書遺言の記載要件など、作り方についても説明させて頂きました。

ひととおりのお話が終了した後、質疑応答の時間を設けて頂きました。

質疑応答の場面では、参加された皆さんから続々と質問を頂戴し、ときには笑いを交えながら楽しくお話をさせて頂きました。また、御質問の多さから、相続や遺言につき、皆さんがいかに関心を持っておられるのかを改めて実感しました。

なお、質疑応答の際、老後の財産管理

や成年後見に関する御質問も頂戴しました。高齢者の財産管理の問題と相続問題とは、ある意味では一連のテーマと言えますので、繋がり理解をしておくことも肝要であると考えます。

今回、実施させて頂いた講演では、時間の関係もあり、相続・遺言のことを考えて頂く際に、必ず知っておいて頂きたいことに絞ってお話させて頂きました。

ただ、遺言と相続については、まだまだ奥深い問題が多々あります。参加者の方からも続編をして頂きたいとお声を頂戴しましたので、是非ともより具体的な場面での問題についてお話させて頂ける機会があればと考えています。

相続・遺言問題と一言で言っても、それぞれの家庭の事情が違うのと同じで、問題となる点も異なり、それに応じて対策を講じる必要があります。将来生じる相続に先んじて御相談頂くことにより、残された身内の方の間で不要な争いが生じないように、「相続」となることをできる限り避けるような対策を講じることも可能であると存じます。

今、相続や遺言の問題に直面されている方はもちろん、いざというときのために備えておきたい方、相続について疑問に思われる方も、いつでもお気軽に弊事務所をお尋ね下さい。

最後になりましたが、当日、お世話になった天商同窓会の女性部の皆様及び参加して下さった皆様に対してこの場にて改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

権利能力なき社団って? 債権の回収方法は?

相談者 (某社法務課) — 当社は、ある団体から発注を受けて工事を行ったのですが、工事が完成した後、色々難癖をつけられて工事代金を支払ってもらえないままになっています。

そこで、代金の回収のために調べたところ、この団体は法人登記されておらず、いわゆる任意団体であったことが分かりました。

上司から、このような団体は「権利能力なき社団」と呼ばれるものであり、債権回収にあたってどのような問題があるのか調査しておくようにとの指示を受けたのですが、何から調べたら良いのか分からず、相談にきました。

そもそも、「権利能力なき社団」とはどういうものですか。

弁護士 — まず、「権利能力」というのは、権利義務の主体となることができる地位のことです。

我々のような自然人は、全て平等に権利能力を有しています。一方、「社団」つまり人の集合である団体の場合は、法律が定

める要件が揃った場合に限りて権利能力が認められています。

このように、法律によって権利能力が認められた団体のことを法人といいます。そして、「権利能力なき社団」とは、社団としての実体はありながら、権利能力が認められていない団体をいいます。

要するに、単なる個人の集まりではなく、団体がそれ自体で一つの社会的価値を有しているにもかかわらず、法律上の要件を満たしていないため(例えば、法人登記していない等)、権利能力が認められていないものを指すのです。

相談者 — 権利能力が認められていない団体は全て「権利能力なき社団」となるのですか。
弁護士 — いえ。狭義の「権利能力なき社団」と認められる団体とは、それ自体で一つの社会的価値を有しているもの、つまり「社団」に限られます。

具体的には、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表選出の方法、総会の運営、

財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければなりません(最判昭和39・10・15判決)。

相談者 — 具体的に、どのような団体が「権利能力なき社団」にあたりますか。

弁護士 — 例えば、町内会や学会等の研究団体、同窓会、マンシヨンの管理組合(法人登記していないもの)、政党要件を満たしていない政治団体、設立手続中の会社などです。

相談者 — 当社の売掛先では、定期的に総会が開催され、内部規約等もあるようで、総会での多数決で選ばれた方が代表に就いているようです。

弁護士 — そうすると、その団体は「権利能力なき社団」に該当する可能性がありますね。

相談者 — 「権利能力なき社団」には権利能力がないというのであれば、社団として債務を負担したり、財産を所有したりすることはできないのではないのでしょうか。

弁護士 — 権利能力がない、ということ強調すればそのようになります。ただ、そう

すると、「権利能力なき社団」の場合、社団として財産を保有したり、売買代金債務を負担するということができません。そのため、その社団を構成する個々の人々が直接財産を保有する形にしたり、債務を負担する形にする必要が生じます。

しかし、「権利能力なき社団」は、団体がそれ自体で一つの社会的価値を有している場合を指しますので、団体の資産や負債が構成員全員に個々の帰属するというのは合理的ではありません。

判例や学説上、このような「権利能力なき社団」の場合、社団の資産は、構成員の「総有」に属し、構成員各自は、総会を通じてその管理に参画するだけで、個々の財産について、持分権を持つものではないとされています(最判昭和32・11・14)。

また、社団の負債についても、社団に「総有」的に帰属し、社団の総有財産だけがその引き当てとなり、特に規則に規定がない限り、各構成員は責任を負わないものと解されているのです。



弁護士 二宮誠行

相談者—「総有」とは、どのような意味ですか。

弁護士—「所有」や「共有」と異なり、資産等の管理処分権能は個々の構成員ではなく、団体そのものに帰属し、各構成員は直接の持分権は持たず、構成員としての資格に基づく収益権のみを有することを意味します。

要するに、**相談者**が直接権利義務の名義人になるわけではありませんが、構成員個人に権利義務が帰属するわけでもなく、構成員が集团的に権利義務を保有しつつ、各構成員はその持分を有さない状態のことです。

相談者—そうすると、**相談者**の構成員に対して債権を有している者が、**相談者**の資産を差し押さえたり、逆に、**相談者**に対して債権を有している者が、**相談者**の構成員の個人資産を差し押さえたりすることはできないのですか。

弁護士—そのとおりです。**相談者**の資産と**相談者**の構成員の資産とは区別されることになります。

相談者—具体的に「権利能力なき**相談者**」はどのような形で資産を保有することになるのでしょうか。

弁護士—例えば、銀行預金については、「○会 代表△△」という名義で口座開設することになる場合が多いようです。なお、「権利能力なき**相談者**」が預金を開設する場合、銀行から、規約や活動実態の確認を求められる場合があります。

また、不動産については、登記実務上、「権利能力なき**相談者**」の名義で登記することが認められていないため、代表者個人の名義

で登記するしかありません。

相談者—当社の売掛先が「権利能力なき**相談者**」に該当する場合、当社は誰に対して請求すればよいのでしょうか。

弁護士—**相談者**の代表機関である個人に対して、代表機関であることを明示して行うこととなります。例えば、「○○管理組合 代表者理事長△△殿」という形です。

相談者—請求に応じてもらえなかった場合、当社は、「権利能力なき**相談者**」を被告として訴訟を提起することはできるのでしょうか。

弁護士—できます。この点は民事訴訟法第29条で明文化されています。

相談者—「権利能力なき**相談者**」を被告とする訴訟で勝訴した場合に、**相談者**の保有している資産を差し押さえることはできますか。
弁護士—理屈上は可能です。ただ、具体的な方法については難しい問題があります。

「権利能力なき**相談者**」を被告とする裁判で勝訴判決を受けた場合、判決に記載されているのは団体としての「権利能力なき**相談者**」の名称です。

一方、先程説明したように、「権利能力なき**相談者**」の場合、**相談者**自身が直接資産を所有するのではなく、**相談者**の構成員に総有的に帰属することになります。

そして、例えば、不動産の場合、**相談者**自身による登記が認められておらず、**相談者**の代表者個人の名義で登記するしかありませんから、「権利能力なき**相談者**」の保有する不動産の名義は常に団体名ではなく個人名となります。

そうすると、判決に記載されている被告の名称（権利能力なき**相談者**の名称）と、差

し押さえるべき不動産の所有者名義（代表者等の個人名）が異なることになります。

差押手続を担当する執行裁判所は、権利の内容を実質的に判断することではなく、形式的な判断しか行いません。ですから、判決に記載されている債務者の名義と、不動産所有者の名義が異なる場合、そのままでは差押えを認めてくれないのです。

相談者—それでは、「権利能力なき**相談者**」に対して訴訟を起こしても、差押えは不可能ということになるのでしょうか。

弁護士—いいえ。この点について、最高裁判所は、平成22年6月29日判決の中で、「権利能力なき**相談者**」の不動産を差し押さえる方法を明らかにしました。

この判決の事案は次のようなものでした。
原告Xは、権利能力なき**相談者**Aに対して有する債権について、仮執行宣言判決を受けており、これをもって、Aの不動産（正確にはAの構成員の総有に帰属する不動産。以下「本件不動産」といいます。）に対する強制執行を行うおとししました。しかし、本件不動産の登記名義は合資会社Y名義とされていました。

Xは、本件不動産はAの構成員の総有に帰属する資産であり、YはAのために登記名義人となっているに過ぎず、Y自身は本件不動産の登記名義を有するについて何ら固有の利益を有していないとして、民事執行法第23条第3項の執行文の付与を求め、執行文付与の訴えを提起したものです。

相談者—民事執行法第23条第3項の執行文とは何ですか。

弁護士—執行文とは、確定判決等の債務名義の執行力の存在と範囲とを裁判所書記官

等が公に証明する文言のことです。民事執行法第23条第3項は、判決等に記載された当事者以外に、その者のために請求の目的物を所持する者に対しても強制執行を行うことができる旨を規定しています。そこで、Xは、この規定を根拠に執行文の付与を求め、本件不動産に対する強制執行を実現しようとしたのです。

相談者—Xの請求は認められたのですか。

弁護士—いえ、Xが求めた執行文の付与は認められませんでした。

しかし、最高裁判所は、その判決の中で、「上記債権者は、上記不動産が当該**相談者**の構成員全員の総有に属することを確認する旨の上記債権者と当該**相談者**及び上記登記名義人との間の確定判決その他これに準ずる文書を添付して、当該**相談者**を債務者とする強制執行の申立てをすることができると解するのが相当である」と判示して、「権利能力なき**相談者**」の不動産について強制執行を行う方法を明示しました。

相談者—ということは、当社が、「権利能力なき**相談者**」に対して訴訟を提起する場合、その**相談者**に対して有している債権を行使するだけでなく、**相談者**が保有している不動産が**相談者**構成員全員の総有に属することの確認を求める訴訟を併せて提起する必要があるということですね。

弁護士—そのとおりです。そして、後者の訴えの被告には、当該「権利能力なき**相談者**」だけでなく、登記名義人も含めることを忘れてはいけません。

相談者—よく分かりました。ありがとうございます。

後見制度と 預金保護について

弁護士 松尾 友寛



当事務所は、
所属弁護士
が、週に1日
乃至2日、複
数の金融機関
内に常駐して

法律相談に応じるなどの、いわゆるイン
ハウスローヤー的な業務を行っておりま
す。そこで、このような業務経験をもとに、
金融機関との取引において注意すべき事
項について、裁判例をご紹介します。ご
説明します。

さて、ご承知のとおり、平成12年4月
から、禁治産・準禁治産制度にかわり、
現行の成年後見制度が施行されましたが、
これを機に、普通預金規定に、「家庭裁判
所の審判により、補助・保佐・後見が開
始された場合には、直ちに成年後見人等
の氏名その他必要な事項を書面で届け出
ることとし、届出前に生じた損害につい
ては、金融機関は責任を負わない」とい
う免責約款（以下「本件免責約款」とい
います）が設けられたことをご存知でしょ
うか。

本稿では、本件免責約款について、そ

の有効性を認めて金融機関
側の免責の主張が認められ
た裁判例（東京高裁平成22
年12月8日判決、以下「本
件裁判例」といいます）を
ご紹介します。

本件裁判例での事案の概
要は以下のとおりです。

Xは、金融機関Yに預金
口座を保有していました。

Xは平成19年5月に、A家庭裁判所か
ら保佐開始の審判を受けた後、保佐人の
同意を得ずに、同年7月から平成20年5
月までの間に約420万円の預金を払い
戻して浪費しました。

Xが、この払戻しについて、保佐人の
同意を得ていなかったという理由により
取消して、引き出した預金の返還をYに
請求しました。

XがYに保佐開始審判の届出をしたの
は、上記の払戻し後の平成20年6月でした。

この事案について、第一審（横浜地裁
平成22年7月22日判決）は、本件免責約
款の効力について、「（本件免責約款は）
制限能力者を一定の範囲で保護すること
とした民法の規定の趣旨に著しく反する
ものである」とし、「制限能力者との関係
では、その法的効果を認めることができ
ない」として、本件免責約款の法的効力
を否定しました。

これに対し、本件裁判例では、本件免
責約款の効力について、金融機関におけ
る預金取引の特性（反復性、大量性、A

TMによる払戻し）を考慮して、「一般に
は、金融機関に審判がされたことを届出
て、ATMによる払戻しを不可能にする
などの措置を取らない限り被保佐人の保
護が全うされないことが明らかである」
とし、本件免責約款の規定は「被保見
人、被保佐人、被補助人の保護と取引の
安全との調和を図るための合理的な定め
である」とした上で、本件免責約款を含
むYの普通預金規定は、Yと取引を行う
多数の預金者との間の預金取引における
「条理を定めたもので、預金者の知、不知
を問わず、拘束力を有する」と判断して、
本件免責約款の法的効力を認めました。

本件裁判例は被保佐人に関するもので
すが、本件免責約款を「被後見人、被保
佐人、被補助人の保護と取引の安全との
調和を図るための合理的な定め」である
とし、本件事案のような被保佐人のケー
スに限らず、被後見人などの制限能力者
一般に対しても法的効力を有すると判断
していることに注意が必要です。

高齢化社会となった現代の日本におい
て、今後も、高齢者の後見人や保佐人、
補助人になる人が増えるものと考えら
れますが、金融機関との取引においては、
被後見人等の制限能力者に対して、上記
届出義務が課せられているのが通常です
ので、預金という重要な被後見人等の財
産を守るために、後見人等になられた場
合には、金融機関への届出をお忘れにな
らないようご注意ください。

お酒のはなび その十

6月の初呑みきり

寒い季節に造られる日本酒は、四月頃に火入れという低温殺菌を行い貯蔵されます。

このお酒を検査するために、タンクの呑口を開けることを「呑みきり」といいます。

普通、気温が上昇してきて酒質が変化しがちな6月頃に第一回目をを行います。これを「初呑みきり」ともいいます。タンク毎の調熟度合いや香味をチェックし、出荷順やブレンド方法等

を決めるためです。

この呑みきり、酒造家にとっては大切は行事で、一昔前は卸店などを招待し、盛大な宴を張るところもありました。取引の大半をこのときに決めてしまうためです。今は行うところは少ないと思います。その後月一回ずつ呑みきりを行い秋風が吹く頃、最も飲み頃になるのを待ち、出荷されていきます。

西條合資会社

大阪府河内長野市長野町12-1

TEL 0721-55-1101 FAX 0721-56-1101

<http://www.amanosake.com/>

有期雇用、定年者雇用で法改正 — 今春から —

弁護士 増田 広 充



今年4月1日から、労働法分野で2つの重要な法改正が施行されました。

一つは、契約期間を区切つて仕事をする有期契約の労働者の権利の強化です（労働契約法第18条）。

今ひとつは、定年に達した従業員の雇用延長です（高齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律）。

いずれも身近な労働関係に大きな影響を与えているので、ぜひ、留意ください。

1 有期労働者の権利が強化されました

有期雇用、すなわち予め一定の契約期間を決めて労働契約をする従業員は、その期間が満了すると労働契約が終了します。

しかし通常、契約期間が満了したからといって、そのまま職場を去るというケースは少ないと思います。通常は、契約期間が満了した時に、もう一度同じ内容で契約を更新し、有期雇用契約を繰り返すということが多くあります。

今回の改正法は、このような有期雇用契約

を2回以上繰り返し、契約期間の通算が5年を越える場合において、労働者側が、期間の定めのない労働契約に変更して欲しいという申し入れをすると、使用者側はこれを承諾したものとみなすとしています。

たとえば1年契約の従業員の場合、2年目以降に連続して5回の契約更新が行われると、その5回目の契約期間中に、使用者側に対し期間の定めのない契約に変更して欲しいという申し入れをすると、その従業員は次回からは契約更新をすることなく、自動的に仕事を続けられるということになります。

3年契約の従業員の場合、1回更新すると2回目の契約の途中で通算の労働期間が5年を越えます。この場合、従業員は2回目の契約の途中であればいつでも期間の定めのない契約への変更を申し入れることができます。すなわち、たとえば契約更新をした直後で、まだ通算の稼働実績が3年間余りの時期であっても、変更の申し入れをすればこれが認められるのです。

なお、使用者側は有期雇用の従業員を雇用する際に、予めこの変更権を放棄させることはできません。

この改正法の例外として、有期契約を繰り返す場合に、前の契約の終了時と、次の契約の開始時との間に6か月以上の空白があった場

合、その空白期間の前までの契約期間は、5年間の計算には入れません。

また次のような場合も5年間の計算に入らなくなります。

たとえば、2か月間の有期契約の後、すぐに5か月間の有期契約で更新した後、4か月間の空白期間がある場合です。

これは、空白期間（本事例では4か月）の前の有期契約の通算契約期間（本事例では2か月＋5か月＝7か月）が1年未満の場合には、その空白期間前の通算契約期間の2分の1を越える空白期間（本事例では3か月半）があれば、その空白期間前の契約期間は、5年間の計算には入らないという規定もあるからです。

もっとも、この空白期間制度を利用して、脱法的に契約の変更申し入れを回避することは法の趣旨に反しますので、裁判等では認められないと判断される危険が高いと言えます。

2 65歳までの雇用を継続しましょう

次に雇用期間の延長です。

高齢者雇用安定法はこれまで、定年を65歳未満としている事業者に対し、65歳までの安定した雇用を確保するために、①定年の引き上げ、②定年到達者を引き続き雇用するための継続雇用の導入、③定年制度の廃止、のいずれかの措置をとることを義務づけていました。

このうち②については、どのような定年到達者を継続雇用するのかという基準を労使協定で定めることが認められていました。ただ、このような労使協定がある会社では、定年を迎えた従業員が引き続きの雇用を希望しても、

労使協定の基準に合致しないという理由で雇用を打ち切られることが認められました。

今般の法改正では、労使協定で継続雇用対象者を限定できる制度を取りやめ、定年に達した従業員が継続雇用を希望すれば、原則として希望者全員を65歳まで継続雇用することが義務づけられるようになりました。ただし、段階的に経過措置をとることが認められており、いきなり全ての希望者を65歳まで雇用する必要があるわけではありません。

また当該希望者が、心身の故障のために業務に耐えられない、勤務状況が著しく不良で従業員としての職責を果たし得ない、就業規則の解雇事由に該当している、等の事情がある場合は、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められれば継続雇用しなくてもよいことになっています。

今回の法改正は、年金支給開始年齢が引き上げられたことに起因しています。60歳定年の会社の場合、年金支給開始年齢の引き上げにより、定年後、年金収入も給与所得も得られない高齢者が続出するという事態が生じます。

このため法改正により、年金の支給開始年齢までは給与所得の確保を図ろうという狙いがあります。

年金支給開始年齢は段階的に引き上げられますので、この速度に合わせて、法改正でも経過措置がとられています。

また、継続雇用は、定年時の勤務先の関連会社や子会社で行うことも認められています。今回の雇用延長の義務化で就業規則の修正等が必要になる場合があります。

ご不審な点等ございましたら、当事務所にお問い合わせ下さい。



著作物の引用による利用

弁護士 犬飼一博

1 はじめに

A社では、社外に配布するパンフレットを作成する予定ですが、そこに既に公表されている著名作家Bが書いた文章を載せようと考えています。このような場合に、A社はBの許諾なくBが書いた文章をパンフレットに載せることはできるのでしょうか。

著名作家Bが書いた文章が、Bの思想又は感情を創作的に表現したものに該当する場合には、基本的にBの書いた文章は言語の著作物に該当します（著作権法第2条第1項第1号、同法第10条第1項第1号）。

そして、他人の著作物を著作権者の承諾なく、無断で複製して配布する行為は、複製権（同法第21条）及び譲渡権（同法第26条の2第1項）を侵害することになります。

しかしながら、著作権法には第30条以下に著作権の制限という条文が規定されており、著作権者の承諾を得ることなく他人の

著作物を利用できる例外規定を設けています。

今回は、その中でも他人の著作物の引用による利用（同法第32条第1項）についてご説明します。

2 引用とは？

著作権法第32条第1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」と規定しています。

著作権法においてこのような規定が設けられた趣旨は、文化は先人の偉業によって発展してきたものであり、我々はその文化を少なからず享受することで、さらに新たな精神活動を進展させており、その精神活動のために先人の著作物を共通の文化的財産として自由に利用したいという要求に応えるためと言われている。

ます。

そして、適法な引用と認められるための要件として、前記のとおり条文上は、「公正な慣行に合致すること」と「引用の目的上正当な範囲内で行われること」が必要としています。

判例上、このような条文上の要件を満たしているというためには、①明瞭区別性と②両著作物の間の主従関係が必要とされています。

以下、それぞれの要件について検討していきます。

(1) 明瞭区別性

明瞭区別性とは、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とが明瞭に区別して認識されていることをいいます。一般的には、引用して利用する側の著作物を括弧でくくることが望ましいと言われていますが、明瞭区別性が認められるためには必ずしもそのような方法をとらなければいけないわけではなくありません。しかしながら、他人の著作物を自己の著作物とし

て乃至は自己の著作物と誤解されてしまう体裁で自らの著作物中に取り込むような場合は、この明瞭区別性が認められません。

例えば裁判となった事案で、Aが序文2編、本編10編からなる「豊後の石風呂」と題する著書を刊行し、本編中の19頁から37頁にかけて、他人の著作物をそのまま転載した事案において、同書の序文には執筆者が記載されているが、他に一切執筆者名は記載されておらず、序文を除いてすべてAが著作したかのような体裁になっていること、同書本編中のはじめの部分に、他人の著作物を選んで巻頭に掲げた旨の記述はあるものの、その題名の指定もなく、その論文が他人の著作物であるとは一読して容易に理解し得る体裁にはなっていないとして、明瞭区別性がないと判断されました（東京地裁昭和61年4月28日判決・無体例集18巻1号112頁）。

(2) 主従関係

主従関係とは、引用して利用

する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物との間に、前者が主、後者が従の関係があることをいいます。この主従関係については、「両著作物の関係を、引用の目的、両著作物のそれぞれの性質、内容及び分量並びに被引用著作物の採録の方法、態様などの諸点に亘って確定した事実関係に基づき、かつ、当該著作物が想定する読者の一般的觀念に照らし、引用著作物が全体の中で主体性を保持し、被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に對し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきもの」といわれています（東京高裁昭和60年10月17日判決・無体例集17巻3号462頁）。多くの裁判例では、この主従関係があるか否かが問題となっています。

例えば、上記裁判例は、美術全集中にレオナール・フジタの絵画12点を掲載したという事案で、

同書に掲載された絵画が、同書の記述に対する理解を補足し、あるいは参考資料として、同記述の把握に役立つ形で構成されていたとしても、掲載された12点のうち当該絵画に関する記述と当該絵画が同じ頁に掲載されているものはわずか2点しかなく、絵画と論文の結びつきが少なかったことなどを理由として、主従関係が否定されました。

その他、著名なサッカー選手Aの生い立ちを記述した図書に、Aの中学校の学年文集に掲載された詩をそのまま写真複製により掲載した事案で、詩全文がそのまま掲載されていること、詩の下部に「中学の文集でAが書いた詩、強い信念を感じさせる」とのコメントが付された以外は余白となっており、創作活動のために引用して利用したのではなく、詩自体を紹介することに目的があったとして主従関係が否定されたもの（東京地裁平成12年2月29日判決・判例時報1715号76頁）、国語ドリルや中学入試用問題集の国語の問題として他人の著作物を掲載した事案で、その問題においては、同著作物に表現された内容をいかに正確に読みとらせ、それをいかに的確に理解させるかという点に主眼があり、同著作物の創作性を度外視してはあり得ないも

のであるとして主従関係が否定されたものがあります（東京地裁平成16年5月28日判決・判例時報1869号79頁）。

(3) 要約引用

では、明瞭区別性及び主従関係の要件さえ満たせば、他人の著作物を要約して引用することも許されるのでしょうか。要約は、原著作物をもとに新たな著作物を創作する行為にも該当し得るため、翻案権（著作権法第27条）を侵害しないか否かという点で問題となります。

この点、東京地裁平成10年10月30日判決・判例時報1674号132頁は、明瞭区別性及び主従関係が認められるような形で、他人の言語の著作物を新たな言語の著作物に引用して利用するような場合には、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することが許されると判示しています。

その理由として、他人の著作物の全体あるいは相当広い範囲の趣旨を引用する必要がある場合、そのまま引用すると、著作権者の権利を侵害する程度が大きくなる結果、公正な慣行に合致し、正当な範囲内のものといえなくなるおそれがあり、むしろ原文の趣旨に忠実な要約による引用を認めるほうが、原著作物の趣旨を正確に反映した文章で引用できる

ことなどを挙げています。

(4) 出所明示義務

著作権法第32条第1項により引用が認められる場合には、引用して利用した著作物の出所を明示する必要があります（著作権法第48条第1項）。

出所の明示方法ですが、基本的には著作物の題号及び著作者名は最低限必要なものと考えられています。その他、定期刊行物に掲載されている著作物を使用するような場合には、誌名、号数、発行日、発行所なども併せて表示することが望ましいです。また、明示する場所については、なるべく利用する著作物に近接する場所に明示することで、著作物と出所との関連を明らかにしておく必要があります。

3 近時の裁判例

明瞭区別性及び主従関係が、法律上要求されているどの要件に関する基準なのか不明瞭であるとの指摘は従前からなされてきました。

そこで、近時の裁判例は明瞭区別性及び主従関係を検討することなく、実質的に著作権法第32条第1項の要件を満たすか否かを判断しています。

例えば、画家Aが制作した絵画について、美術品の鑑定等を業

とするBが鑑定書を作成するにあたり、その鑑定証書に添付するために絵画の縮小カラーコピーを複製することがAの著作権侵害にあたるか否かが争われた事案で、知財高裁平成22年10月13日判決・判例時報2092号135頁は、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならないと判示しています。

そして、鑑定証書は、絵画が真作であることを証する鑑定書であって、鑑定証書に絵画のコピーを添付したのは、その鑑定対象である絵画を特定し、かつ、鑑定証書の偽造を防ぐためであるところ、そのためには、一般的にみて、鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付することが確実にあって、添付の必要性・有用性が認められること、絵画のカラーコピー部分のみが分離して利用に供されることは考え難いこと、鑑定証書は、絵画の所有者の直接又は間接の依頼に基づき複製されたものであり、絵画と所在を共にすることが想定されており、絵画と別に流通することも考え難いことなどを理由に、絵画のカ

ラーコピーを添付することは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる公正な慣行に合致したものであることができ、かつ、その引用の目的上でも、正当な範囲内のものであるということができるとして著作権法第32条第1項にいう引用としての利用にあたるかと判断しています。

4 おわりに

著作権法第32条第1項にいう引用としての利用にあたるか否かの判断は、個別具体的に判断せざるを得ず、その判断が困難ということが多々あります。当事務所では特許事務所とも連携して、知的財産法部門の強化を図っています。今回ご紹介させていただいた問題に限らず著作物の利用に関する様々な問題等、ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談下さい。



預金債権の差押えについて

(最高裁平成25年1月17日決定)



弁護士 舞弓 和宏

◆事案の概要

本件は、債権者が執行力ある判決正本（債権者勝訴の確定判決）に基づいて、債務者が第三債務者に対して有する預金債権につき、債権差押命令等を申し立てたという事案です。

債権者は申立てに当たり、差し押さえるべき債権を「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」等と記載しました（以下「預金額最大店舗指定方式」といいます）。

◆本件の主たる争点

預金額最大店舗指定方式によって、差押債権は特定されているか。

◆決定要旨

最高裁は、本件の争点に関する「原审の判断は、正当として是認することができる」と判断して、債権者の申立てを却下しました。原审の判断の概要は、次のとおりです。

「本件申立てによる差押えを認めた場合、大規模な金融機関である第三債務者は、全ての店舗の中から預金額最大店舗を抽出する作業が必要となるが、その際、第三債務者において、全ての店舗の全ての預金口座について、まず該当顧客の有無を検索した上、該当顧客を有する店舗における差押命令送達時点での口座ごとの預金残高及びその合計額等を調査して、当該店舗が最大店舗に該当するかを判定する作業が完了しない限り、差押えの効力が生ずる預金債権の範囲が判明しないことになる。したがって、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において（中略）速やかに確実に差し押さえられた債権を識別することができるものであるということとはできない。」

1 問題の所在

(1) 金銭債権の強制執行

貸主が借主に対し、弁済期を定めて金員を貸し付けた場合、消費貸借契約に基づき、貸金返還請求権が発生します（民法587条）。弁済期が到来しても、貸金の返還がなければ、貸主は借主を相手取って、裁判所に貸金返還請求訴訟を提起できます。

この訴訟の結果、貸主が裁判所から勝訴判決を得て、この判決が確定したにもかかわらず、なおも借主が貸金の返還に応じない場合には、貸主は確定判決を債務名義として、強制的に貸金の返還を実現すべく、強制執行手続を採ることになります。

強制執行の対象には、土地・建物といった不動産、貴金属・株券といった動産や、債務者の第三者（以下「第三債務者」といいます）に対する債権が含まれます。

金銭債権の強制執行においては、債権者は裁判所から差押命令を発してもらい、金銭債権を差し押さえた後、自身の債権額等の範囲内で、第三債務者に対し、自らこれを取り立てることになります（民事執行法155条）。第三債務者が金融機関である預金債権においては、第三債務者には資力がある上、取立に応じない等のリスクが少ないため、預金債権は差押えの対象とされることが多いようです。

(2) 差押債権の特定——支店名個別特定方式とその問題点

債権者は、裁判所に債権差押えを申し立てるに当たり、差し押

さえるべき債権の種類及び額、その他の債権を特定するに足りる事項を明らかにしなければなりません（民事執行規則133条2項）。

預金債権の差押えに当たって、差押債権の特定のために広く採られている方法は、「支店名個別特定方式」と呼ばれるものです。債権者は、銀行名や信用金庫名といった金融機関名に加え、個別の支店名まで特定して、預金債権の差押えを申し立てることが通例です。

しかしながら、預金債権は、不動産における登記制度のように、第三者にその内容を明らかにする公示制度が存在しませんし、金融機関は守秘義務に基づき、特段の事情がない限り、債務者の預金の有無や内容等を第三者に開示しませんので、債権者が預金債権を特定するには困難が伴います。

債権者はやむなく、例えば、債務者の住所の付近にある金融機関の店舗に差押えを試みるのですが、実際に、その店舗に債務者の名義の預金口座があるとは限りませんから、せっかく差押えを試みたとしても、空振りに終わることも少なくありません。

そこで、債権者は預金債権を特定すべく、さまざまな方法を試みてきました。今回ご紹介する判例は、債権者が編み出した方法によって、預金債権は特定されたといえるかどうかについて、最高裁が判断を加えた事案です。

2 判例

(1) 最高裁判所が示した基準

預金債権の差押えにおける差押債権の特定については、最高裁平成23年9月20日決定が、次のような判断を示しました。

「民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の(引用者注:差押命令が第三債務者に送達される)時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬと解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。」

裁判所が発令する債権差押命令は、債務者に対して差押債権の取立てその他の処分を禁止するとともに、第三債務者に対して差押債権の債務者への弁済を禁止するものです(民事執行法145条1項)。その効力は、差押命令が第三債務者に送達された時点で直ちに生じます(同条4項)。

第三債務者たる金融機関は、原則として、債務者からの要請があれば、預金の払戻しに応じなければなりません。しかし、裁判所から債権差押命令が送達されれば、例外的に、債務者に預金を払い戻せなくなります。

第三債務者としては、どの預金債権がどの範囲で差し押さえられたのが速やかに、かつ、確実に把握できなければ、債務者からの預金の払戻しの要請に対し、適切に対処することができません。最高裁によれば、債権者はこの要請を満たす限度で、差押債権を特定しなければならないのです。

(2) 全店一括順位付け方式

この基準を示した最高裁の決定は、次のような事案に関するものでした。債権者が強制執行として、債務者の第三債務者に対する預貯金債権の差押えを求める申立てを行いました。債権者は申立てに当たり、差し押さえるべき債権を「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。」等と記載したのです(以下「全店一括順位付け方式」といいます。)

最高裁は、先の基準を次のように当てはめました。

「本件申立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべき

である。」

このように、最高裁は、差押債権の特定に必要となる、大規模な金融機関たる第三債務者の作業量が過多であることを理由に、全店一括順位付け方式によっては、差押債権が特定されているとはいえないと結論付けました。

3 本件の位置付け

(1) 預金額最大店舗指定方式

平成23年の最高裁決定によっても、同決定で不適法と退けられた全店一括順位付け方式と比較して、第三債務者の作業量が少ない方法であれば、差押債権の特定がなされていると判断される可能性があります。そこで編み出されたのが、本件で問題となった預金額最大店舗指定方式です。

全店一括順位方式では、差押えの対象は第三債務者の全ての店舗に及び、第三債務者は差押債権の額に達するまで、全ての店舗における債務者名義の預金を調査する必要がありました。これに対し、預金額最大店舗指定方式では、差押えの対象は預金額が最大の店舗にしか及びませんから、第三債務者は、預金額が最大となる店舗さえ特定すれば、当該店舗における債務者名義の預金を調査すれば足ります。

実際に、「預金額最大店舗指定方式は、全店一括順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものであることは明らかと解される」と明言して、預金額最大店舗指定方式を差押債権の特定として適法と判断した裁判例が現れました(東京高裁平成23年10月26日決定)。

これに対し、「預金額最大店舗方式についても、債権差押命令の送達を受けた第三債務者は、全店舗について預金債権の有無及びその預金額を確認しなければならず、店舗ごとの債権管理方式を採用している金融機関の現状に照らせば、第三債務者の負担は大きいと判断して、預金額最大店舗指定方式を不適法と断じた裁判例も現れ(東京高裁平成24年10月10日決定)、最高裁の判断が注目されていました。

(2) そんな中、本件で最高裁は、頭書のとおり、預金額最大店舗指定方式の適法性に関する原審の判断を是認しました。預金額最大店舗指定方式も、差押債権の特定としては不適法と判断されたのです。

4 まとめ

本件において、全店一括順位付け方式に続き、預金額最大店舗指定方式も、少なくとも第三債務者が大規模な金融機関である事例においては、差押債権の特定方法としては不適法と判断されました。

しかしながら、広く採られている支店名個別特定方式に、先ほど述べたような問題点が指摘されていることに変わりはありません。この問題点を克服するため、預金債権の差押えをめぐる、債権者は今後も、新たな方式を試み続けることになります。

带状疱疹

病気や運動、ストレスの多い仕事などで体力を消耗した時に起きる病気です。

身体の左側か右側だけの皮膚に、小さい水ぶくれ（水疱）と、その周りに5mm位の紅色の発疹が出来て、虫に刺された様に痛く、痒くなったものが2～5個出てきた場合、带状疱疹の可能性を疑って皮膚科か内科に駆け込みましょう。

治療しないと、それが身体の片側だけにベルト状に広がってしまいます。四肢のどれか一本全体に広がったりもします。

そうすると水疱が破れて潰瘍出来る等して、1年以上も神経痛で苦しむ事になります（神経痛には近年リリカという薬も出来たのですが）。

顔半分に出来た場合には運悪く眼にも出現し、失明します。ひどい場合には顔面神経麻痺や髄膜炎も起こします。早くその特効薬のバルトレックス（昔はゾビラックス）を1週間服用すると何も起さずに治せます。

带状疱疹は、子供の時に罹った水痘のウイルス（VZV）が神経根に生存し、体調が悪い時に発症します。20歳以後、高齢者にもよく出来ます。水痘ワクチンを注射しておくことで予防できます。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号
梅田プラザビル4階
TEL 06 (6364) 2764
FAX 06 (6311) 1074

□ 〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目6番10号
マストライフ西新橋ビル3階
TEL 03 (5408) 6737
FAX 03 (5408) 6738

e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
小野 俊介
ono@umegae.gr.jp
浜口 晴好
hamaguchi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp

平山 芳明
yoshiaki@umegae.gr.jp
中世古裕之
nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
西原 和彦
nisihara@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
梁 栄文
ryo@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
野口 夕子
noguchi@umegae.gr.jp
舞弓 和宏
mayumi@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
越知 寛子
ochi@umegae.gr.jp
星野 圭祐
hoshino@umegae.gr.jp